

諮問第145号の概要

(作物統計調査(基幹統計調査)の変更)

1. 作物統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

「作物統計」を作成することにより、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

作物統計調査の構成

調査名		調査対象地域	対象作物 (注1)	調査方法 (注2)	調査期日	調査事項
面積 調査	耕地面積調査	全国	-	実測調査	7月15日	耕地の田畑別面積、拡張及び かい廃面積
	作付面積調査	全国（作物によっては、 3年又は6年ごとに全 国。それ以外の年は主 産県（注3））	水稲	実測調査	7月15日	作物の種類別作付面積
	水稲以外		関係団体等への郵 送・オンライン調査	主として収穫期に収 穫量調査と一括して 把握		
作況 調査	作柄概況調査	全国（7月15日現在 は一部地域）	水稲	実測調査（注4）	7月15日 8月15日 もみ数確定期	調査期日別の作柄概況
	予想収穫量調査	全国	水稲	実測調査	10月15日	予想収穫量
	収穫量調査	全国（作物によっては、 6年ごとに全国。それ以 外の年は主産県 （注3））	水稲	実測調査	収穫期	収穫量、災害種類別の被害量
	水稲以外		関係団体等・農林 業経営体への郵 送・オンライン調査	収穫期	作物の種類別収穫量（果樹 及び野菜は出荷量を含む。花 きは出荷量に限る。）	
被害調査 （被害応急調査）		重大な被害が発生した と認められる地域	-	実測調査	重大な災害発生時	被害を受けた作物の災害種類 別作付面積及び被害量

（注1）調査対象作物は、水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹、野菜、花き等

（注2）「実測調査」は、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて実測により行う調査（被害調査は、地方農政局等の職員により実施）

（注3）主産県とは、調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県等

（注4）8月15日現在調査のうち、遅場地帯は、実測調査によらず、気象データ及び人工衛星データにより予測

2. 調査結果の主な利活用

- 食料・農業・農村基本計画（最新は令和2年3月31日閣議決定）における**食料自給率**や**生産努力目標**の策定、当該目標達成に向けた生産指導及び達成状況の検証の基礎資料
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき毎年策定されている「**米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針**」の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく「**水田・畑作経営所得安定対策**」における収入減少影響緩和対策額の算定の基礎資料
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、**農業共済制度**により国が補填する損害額の認定の基礎資料
（注）被害の状況を平時と比較するため収穫量調査による平時の収穫量を使用（被害調査の結果を使うものではない。）
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定に基づき、**主要野菜の集団産地の指定、区域の変更及び解除**を行う際の審査のための基礎資料

3. 主な変更内容①

① 調査の一部中止

◆被害調査（被害応急調査）の中止

《中止の背景》

- 現場職員の減少を踏まえ、実測調査として継続することが困難

《中止後の代替措置》

- 「農林水産業被害報告」（農林水産省の政策部局が取りまとめる行政記録情報）による代替を想定

《想定される主な論点》

- 被害調査の利活用状況と中止による支障
- 被害調査と「農林水産業被害報告」の相違と代替可能性

3. 主な変更内容②

② 調査方法の一部変更（先進技術の適用範囲の拡大）

◆作柄概況調査（水稲）のうち、

・7月15日現在の調査

・8月15日現在の早場地帯（注）の調査

について、実測調査から、人工衛星データ等を利用した予測手法に変更

（実測調査と予測手法の分担については、次頁を参照）

（注）8月15日時点の出穂済み面積の割合が、平年ベースで約8割以上を占める19道県を**早場地帯**、それ以外の28都府県を**遅場地帯**という。

《変更の背景》

- 8月15日現在の遅場地帯の調査については、前回変更により導入済
- 現場職員の減少を踏まえ、実測調査を行う範囲の見直しが必要
- 前回の統計委員会答申（令和2年1月24日付け統計委第1号）における指摘（⇒10頁）

《想定される主な論点》

- 既に導入されている部分における実施状況と支障の有無
- 今回新たな手法を導入する部分と、引き続き実測調査を残す部分の違い
- 今後における人工衛星データ等の活用拡大の見込み

3. 主な変更内容② (続き)

(参考) 実測調査と予測手法の分担

区 分			現 在	変更案
7月15日現在調査	徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ^(注)		実測調査	予測手法
8月15日現在調査	早場地帯 (19道県)		実測調査	予測手法
	遅場地帯 (28都府県)	徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	早期栽培等 ^(注)	実測調査
			普通栽培	予測手法
	早場地帯及び上記5県を除く都府県			予測手法
もみ数確定期 (変更後は9月25日現在)	全都道府県		実測調査	

(注) 早期栽培等の調査対象県は、8月中旬頃までに刈取りがおおむね終了する早期栽培の面積割合がおおむね3割以上を占める徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県並びに二期作栽培のうちの第一期稲の沖縄県としており、7月15日現在調査においては、同県の早期栽培等のみ対象としている。

3. 主な変更内容③

③ 調査期日及び公表時期の変更

◆ 水稻に関する調査の調査期日及び公表期日を変更

調査名	調査期日		公表時期	
	現行	変更案	現行	変更案
作柄概況調査（もみ数確定期）	例年9月15日	9月25日	9月下旬	10月上旬
予想収穫量調査	10月15日	10月25日	10月下旬	11月上旬

《変更の背景》

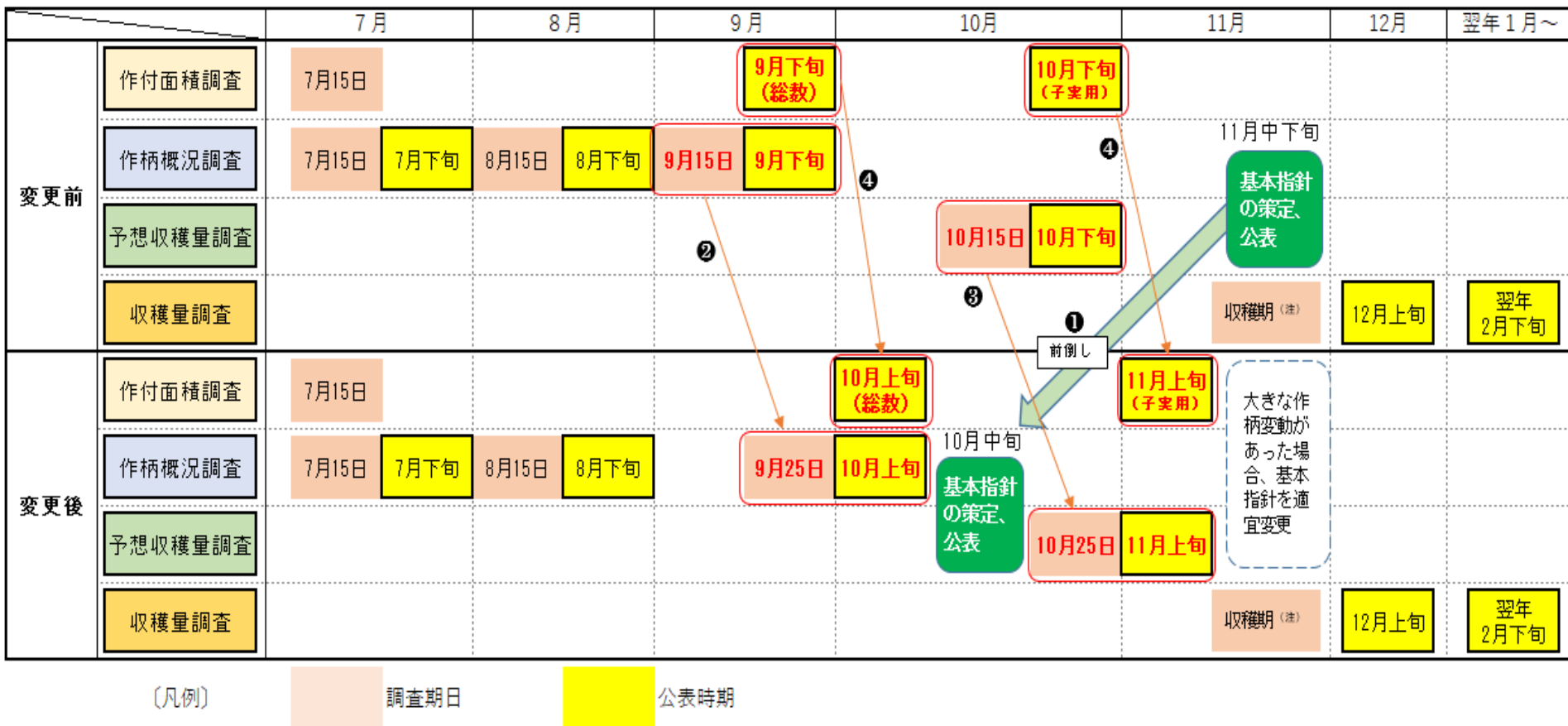
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定スケジュールの見直し（11月中下旬→10月中旬）
- 同指針において、水稻に関する本調査結果を活用されていることから、本調査の実施・公表についても、スケジュールの見直しが必要

《想定される主な論点》

- 利活用のスケジュールを踏まえつつ、変更の必要性について確認

3. 主な変更内容③ (続き)

(参考) 水稲に関する調査の調査期日と公表時期の変更



(注) 収穫量調査の調査期日は、主な地域の収穫期を記載している。

3. 主な変更内容④

④ 公表時期の変更

◆ 麦類について、作付面積調査と収穫量調査の結果を同時公表

〔現行〕	〔変更案〕
作付面積調査：9月下旬	} ⇒ 11月下旬
収穫量調査：11月下旬	

◆ 春植えばれいしょについて、都府県と北海道の結果を同時公表

〔現行〕	〔変更案〕
都府県：12月上旬	} ⇒ 2月上旬
北海道：2月上旬	

《想定される主な論点》

- 従前、先行して公表していた理由、公表の繰下げによる支障

⑤ 報告者の変更

◆ 甘味資源作物のうち「てんさい」の報告者を、製糖会社等から業界団体に変更

(注) 「さとうきび」については、引き続き製糖会社等に報告を求める。

《想定される主な論点》

- 業界団体が把握できない製糖会社等が生じた場合の把握方法

4. 過去の答申等への対応状況①

① 全国値の推計方法の検証

統計委員会答申（平成28年11月18日付け統計委第8号）

作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づき全国値の推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、**推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討することが必要**

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）

主産県調査対象品目について、**主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施**した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図ることが必要

調査実施者の検討状況を確認

4. 過去の答申等への対応状況②

② 先進技術の活用の検討

統計委員会答申（令和2年1月24日付け統計委第1号）

水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみを利用して、遅場地帯における作柄予測を行う新たな調査手法を導入する計画とされているが、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが必要

この課題を踏まえ、調査実施部局において、前記「3. ②」の変更を予定